

全国日本語ディベート選手権 別表および細則

目次

別表 試合のフォーマット

細則 A 出場選手に関する細則

細則 B 証拠資料に関する細則

細則 C 反則に関する細則

細則 D 判定に関する細則

別表 試合のフォーマット

肯定側立論	6 分		
		否定側準備時間	1 分
		否定側質疑	3 分
		否定側準備時間	2 分
		否定側立論	6 分
肯定側準備時間	1 分		
肯定側質疑	3 分		
		否定側準備時間	1 分
		否定側第 1 反駁	4 分
肯定側準備時間	3 分		
肯定側第 1 反駁	4 分		
		否定側準備時間	2 分
		否定側第 2 反駁	4 分
肯定側準備時間	2 分		
肯定側第 2 反駁	4 分		

細則 A 出場選手に関する細則

- 1 各試合の出場選手は、基本は 4 名、アドバイザーを利用する場合は 5 名での出場を原則とする。
 - 2 ただし、チームのメンバーがやむを得ず 4 名に満たない場合には、主催者の了承を得た上で、2 名あるいは 3 名での大会への参加を認める。2 名での出場の場合は 2 名両名が、3 名での出場の場合は内 1 名が、二つのステージを担当することを認める。その場合、そのディベーターが担当するステージは、連続しない二つのステージとする。
 - 3 試合当日の試合開始 5 分前に、登録メンバーの中から選定した、各ステージの担当者を記した出場者名簿を司会に提出する。出場者と各ディベーターの担当ステージは、試合ごとに変更してよい。
 - 4 出場者名簿提出後、試合開始直前や試合開始後に、出場者や担当ステージを変更することは、原則として認めない。ただし、突然の欠員など、やむを得ない事情により変更せざるを得なくなった場合は、主催者にその事情を説明し、主催者の了承が得られれば、変更を認められる。
 - 5 同一のディベーターが二つのステージを担当することは、本細則第 2 項および第 4 項における例外的措置において必要となる場合以外には認めない。また、同一のディベーターが三つ以上のステージを担当することは、いかなる場合においても認めない。
-

細則 B 証拠資料に関する細則

(1) 証拠資料の使用にあたっての注意点

- 1 証拠資料として認められるものは、公刊された出版物、政府の公表した報告書、およびこれに準ずるもの（インターネット上に公開されている文書等も含む）で、一般に入手や閲覧が可能なものとする。

- 2 証拠資料を用いる際には、著者の肩書き・著者名・文献名・発行年を明示しなければならない。出典が不十分であったり不明確であったりした場合には、証拠資料の信憑性が低いものと判断され、効力を失う。なお、上記以外の出典情報(出版社、インターネットの資料の場合は URL アドレス等)はスピーチ時に読み上げる必要はないが、本細則(2)に定める、提出する証拠資料には、十分な情報を記さなければならない。
- 3 文献を引用して証拠資料として用いる際は、前項のとおり出典を示すとともに、引用の開始と終了を告げ、引用部分を明らかにする。
- 4 数値等をグラフ化または図表化し、ポスター等の形で審判及び相手チームに示しながら説明を行うことを認める。これらのグラフ化、図表化された資料も証拠資料の一つであり、著者の肩書き・著者名・文献名・発行年等の出典を明示する必要がある。なお、こうしたポスター等はあくまで口頭による説明の補助であり、口頭での説明は省略せず、十全に行わなければならない。また、こうしたグラフや図表資料の使用の有無や多寡によって審査が左右されることはない。

(2) 証拠資料の提出について

- 5 肯定側チームは、司会の指示に従い、試合開始前 2 分前に、立論で使用する証拠資料のすべての写しを、立論で述べるプランとともに、相手チームと審判に一部ずつ、計二部提出しなければならない。否定側チームは、司会の指示に従い、否定側質疑終了後、立論開始 2 分前に、立論で使用する証拠資料のすべての写しを、相手チームと審判団に 1 部ずつ、計二部提出しなければならない。提出されたプランと資料は、相手チームは試合終了後に、審判は判定と講評終了後に、それぞれ元のチームに返却しなければならない。
- 6 反駁で用いた証拠資料については、審判あるいは相手チームは、そのステージの終了後、次のステージの準備時間中に、その証拠資料の提出を求めることができる。各チームは、自分たちが用いる証拠資料について、すぐに提出ができるよう準備しておき、提出を求められたら、すみやかに提出しなくてはならない。提出の要求に応じなかった場合、その証拠資料は効力のないものとみ

なされる。提出された資料は、相手チームは準備時間の終了までに、審判は判定と講評終了後に返却しなければならない。

細則 C 反則に関する細則

以下の行為があった場合、反則とみなし、処分の対象とする。

- 1 チームの出場者名簿を指定どおり提出しなかったとき。また、提出した名簿に記載されていない者が試合に出場したとき。
- 2 主催者の了承を経ずに、提出した出場者名簿の記載と異なるステージをディベーターが担当したとき。
- 3 主催者の事前の了承を経ずに、または必要な範囲を超えて、同一のディベーターが2つのステージを担当したとき。また、同一のディベーターが3つ以上のステージを担当したとき。
- 4 スピーチ中の選手に対して、他の選手が口頭でアドバイスをしたとき。
- 5 私語等により、スピーチやスピーチの聞き取りを妨げたとき。
- 6 チームの出場者が、試合中に出場者以外の者と相談をしたとき。また、通信機能のある機器等、使用が禁止されているものを使用したとき。
- 7 証拠資料をねつ造したり、改変したり、元の文章の文意を変えるような不適切な省略をしたりしたとき。
- 8 相手チームや審判から証拠資料の提示が求められた際、これに応じないとき。
- 9 出場者やチーム関係者が、試合中に司会者の指示に従わず、試合の進行を妨げたとき。
- 10 著しくマナーに反する行為があったとき。
- 11 その他、ディベーター及びアドバイザー並びにチームの関係者が大会運営に重大な支障を生じさせたとき。

細則 D 判定に関する細則

1 勝敗の判定について

審判は、試合の中で繰り広げられた議論の内容を吟味し、メリットの全体とデメリットの全体を比較して、勝敗を判定する。メリットがデメリットより大きいと判断される場合、その政策は実行すべきだということになり、肯定側の勝利となる。そうでない場合（メリットとデメリットが同等の場合も含む）には、その政策は実行すべきでないということになり、否定側の勝利となる。引き分けはつけず、いずれかを勝ちとする。

メリットとデメリットの比較は、基本的に、次のように行う。

(1) 個々の論点

個々の論点については、次の基準で判断する。

1. 一方のチームの根拠を伴った主張に対して、相手チームから反論があった場合には、審判は両者の根拠を比較して主張の採否を決定する。すなわち、主張の根拠が反論の根拠よりもすぐれている場合には主張を採用し、そうでない場合には主張を却下する。この際、一般には、次のような基準が考慮される。
 - a 根拠を伴うものは、根拠を伴わないものより有利になる。
 - b 論理的理由づけのうち、より緻密なものがそうでないものより有利になる。
 - c 証拠資料のうち、事実報告においては具体性・媒体の性質など、統計資料においては調査時点・調査方法など、専門家の見解においては理由づけの良さ・専門性の高さなどの観点で優れているものが有利になる。
2. 一方のチームの根拠を伴った主張に対して、相手チームが受け入れた場合、あるいは反論を行わなかった場合、審判が根拠の信憑性とそれに基づく主張の説得力を吟味し、その主張の採否を判断する。

(2) 個々のメリット(あるいはデメリット)の発生過程、および重要性／深刻性の確認

個々の論点についての判断に基づき、質と量と確率の観点から、個々のメリットあるいはデメリットの大きさを判断する。

1. 発生過程について、メリットあるいはデメリットとして述べられたことが、プランを導入した場合にどれほどの確実さで発生すると言えるのかを確率(あるいは可能性)の観点から判断する。なお、ここで計上されるメリット・デメリットは、プランを導入した場合にのみ発生すると言えるものに限られる。現状のままだでも発生すると言える部分は、メリットあるいはデメリットから除外する。
2. 重要性／深刻性について、述べられたメリットあるいはデメリットが、質(あるいは価値)と量の観点から、どれだけ重要／深刻だと言えるかを判断する。
3. 以上の二つ、すなわち発生確実さと重要さ／深刻さとを掛け合わせ、どの程度の確実さで、どの程度重要なメリット(あるいは深刻なデメリット)が発生すると言えるかを判断し、個々のメリット・デメリットの大きさ(議論としての強さ)を判定する。

(3) メリットの全体とデメリットの全体の比較

個々のメリットあるいはデメリットの大きさについての判断に基づき、メリットの全体とデメリットの全体のどちらが大きいかを比較し、判定する。互いに類似した複数のメリットあるいはデメリットがある場合には、重複を除外して全体の大きさを判断する。

なお、試合の議論の中で、比較の基準が提示されていれば、その立証の程度に応じて、判定に反映する。試合の中で示されなかった場合には、基準は、審判の判断に委ねられる。

2、コミュニケーション点の採点について

1. コミュニケーション点は、第9条に記したコミュニケーションの責任をディベーターがどれだけ果たしていたかを基本とし、正しく明瞭な発音、適切な速度、十

分な声量のほか、文法および語彙の選択の適切さ、議論の構成、表現力の豊かさ等を総合して、聞き取りやすさ、わかりやすさ、説得力といった観点から採点する。

2. コミュニケーション点は、前項の観点から、立論・質問・応答・第一反駁・第二反駁のそれぞれについて、次の基準を参考に 10 段階で評価する。()内は目安の一例である。

「10 点」非常に優れている。(間違いや違和感がほとんどなく、日本語として自然で、聞き取りにおいてストレスが全くない。)

「8 点」優れている。(違和感が若干あるが、間違いが少なく、言っている内容はほぼ完全にわかる。)

「6 点」普通。(多少の間違いと違和感があり、聞き取りに困難を覚えるところも部分的にあるが、全体を通して言いたいことは大筋わかる。)

「4 点」改善の必要がややある。(間違いが多く、日本語として不自然で、言いたいことを理解できないところが少なからずある。)

「2 点」改善の必要がかなりある。(コミュニケーションに支障を生じるほど間違いが多く、言いたいことがわからないところのほうが多い。)

3. コミュニケーション点は、1 名または 2 名以上からなる審判ないしコミュニケーション点専門審査員の得点を合計し、最も高得点であったディベーターを最優秀ディベーターとして表彰する。二試合以上に参加したディベーターについては平均点をとらず、高得点であった一試合の得点を対象とする。
4. コミュニケーション点の採点にあたっては、第 10 条に定めるマナー、および第 14 条と細則 C「反則に関する細則」に定める反則の有無等についても、考慮する。